

## 立川市SDGs推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき策定したまちづくり戦略（令和2年3月18日市長決定。以下「総合戦略」という。）に掲載した数値目標の進捗を客観的に検証し、かつ、総合戦略において実現に貢献することとした持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）について取組みを推進するため、立川市SDGs推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略に掲載した数値目標の進捗の検証に関すること。
- (2) 本市におけるSDGsの取組み等の情報共有及び今後の展開等の意見聴取に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員9人程度をもって組織し、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱し、又は指名する。

- (1) 関係団体等が推薦する者 7人程度
- (2) 教育委員会事務局統括指導主事 1人
- (3) 市長の部内の職員 1人

2 委員の任期は、委嘱又は指名の日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 第3条第1項第1号に掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。
- 2 第3条第2項に規定する委員の任期は、令和3年度にあつては、委嘱又は指名の日から令和4年3月31日までとする